

団体交渉速報 その⑤

井戸水にかえて

年額で

水道水 実利益は70万

病院は市水にかえた

*先月13日の学長との団体交渉の記録の続編です。今回は水道水。井戸水にかえても大学にとってたいした利益にならなかったことが明らかになりました。

尾藤 水質は水道法上の水

質基準の範囲。井戸水を研

究に用いる際に、必要な研

究室についてはメンテナンス

ス費用を負担する。現在35

研究室ほど。新任の教員か

らも申請書を出していただ

ければ対応している。

組合 多少改善された?。

尾藤 あまりかわらない。

組合 導入するとき生物

資源に何の相談もなかった。

動植物にもその水に応じた

ノウハウがある。魚の飼い

方など。だいたいな研究環

境をつぶしている。独りよが

りに走ってほしくない。井

水プラントはその象徴。

組合 事務室のポットが

半年でダメになる。1個

5000円くらい。大学全

体の節約のしわ寄せ。

駒田 もったいない。

組合 35の研究室への補助

と差し引きしてどれくらい

大学の節約になるのか。

事務 年額で井水による削

減額が410万くらい。た

だメンテナンスが350万

くらいなので、実利益は×

組合 病院でこんな水を

使ってはいけないのでは?

事務 病院は市水にかえ

た。

組合 井水にかえたときに

だいが混乱した。魚が死ん

で浮いたとか。純粋な水を

作る装置に微生物が入り込

んだことも。

駒田 問題とその改善点に

ついて考えないといけない。

尾藤 新たなところがあれ

ば当然対応する。

京都在が軍事研究に関する方針

*京都大は、3月28日下記の方針を発しました。 京都大学における 軍事研究に関する基本方針

本学は、創立以来築いてきた自由の学風を継承し、地球社会の調和ある共存に貢献するため、研究の自由と自主を基礎に高い倫理性を備えた研究活動により、世界に卓越した知の創造を行うことを基本理念に掲げています。

本学において研究に従事する全ての者は、この基本理念のもと、主体的判断により行う研究活動とその成果が将来に亘り地球社会に与え得る影響を自覚しながら、高次の専門的能力と総合的視野をもって社会からの信頼と負託に応えてゆくことが求められます。

このことから、本学における研究活動は、社会の安寧と人類の幸福、平和へ貢献することを目的とするものであり、それらを齎かすことに繋がる軍事研究は、これを行わないこととします。

なお、個別の事案について判断が必要な場合は、総長が設置する常置の委員会において審議することとします。

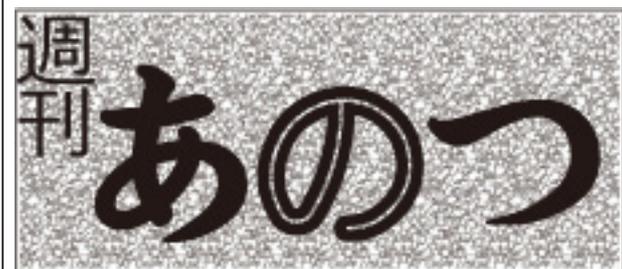
国立大学法人京都大学

支部執行委員会

*教職員組合人文学部支部の執行委員会を下記の要領で開催いたします。支部組合員はどなたでも参加できますので、お気軽にお越しください。

日時：4月23日(月) 17:00～

場所：小会議室



三重大学教職組人文学部支部執行委員会

2018年 4月17日(火) 第216号

津市栗真町屋町1577 三重大学人文学部内

編集・発行人 前田定孝

E-mail:kff02520@nifty.com

文部科学省 無期転換調査

(「無期転換ルールへの
対応状況に関する調査」)

「5年で雇止め」 は消滅

国立大学の無期転換対応状況に関する文部科学省の調査の資料のうち、「対応状況調査」が3月31日に文科省ウェブサイトに掲載されました。[http://www.](http://www.next.go.jp/a_menu/koutou/houjin/houjin.htm)

類型	該当する法人数 (割合) ※小数点第二位を四捨五入
① 契約更新に上限を設けない	8 法人 (8.9%)
② 契約更新に通算5年以内の上限を設ける (別途の無期転換制度はない)	0 法人 (0.0%)
③ 契約更新に通算5年以内の上限を設けるが、別途の無期転換制度が既にある	4 法人 (4.4%)
④ 契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める	22 法人 (24.4%)
⑤ 職種によって異なる対応を行う	52 法人 (57.8%)
⑥ 無期転換ルールの対象となりうる者はいない	0 法人 (0.0%)
⑦ 未定	0 法人 (0.0%)
⑧ 契約更新に通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める、かつ、別途の無期転換制度を設ける (③・④)	4 法人 (4.4%)

国立大学の無期転換対応状況に関する文部科学省の調査の資料のうち、「対応状況調査」が3月31日に文科省ウェブサイトに掲載されました。[http://www.](http://www.next.go.jp/a_menu/koutou/houjin/houjin.htm)

このうち、「契約更新に通算5年以内の上限を設ける」法人はゼロになりつつも、「④契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める」大学が24・4%もあります。なかでも、岐阜大学は「契約更新に通算5年(研究開発力強化法に該当する場合

は10年)の上限を設ける」一方で、「部局長が必要と認めた場合」、「業務の特殊性を鑑み、教育の遂行上やむを得ない場合」、「退職までの雇用財源が見込める」といった条件のすべてが満たされた場合にしか5年を超えた契約更新そのものを認めないという悪質な対応です。名古屋大学も「契約更新に通算5年以内の上限を設ける」が、大学が「当該業務の遂行上特に必要と認める場合」にのみ、「5年を超えて更新することができない」としています。さらに、福島大学のよう

に「非常勤講師につき対応方針未定」とする大学や、島根大学のように非常勤講師とは「業務委託契約を締結している」ところもあり

ます。また、筑波技術大や名古屋工大のように「非常勤講師」については、通算10年以内の上限」としている例もいまだあります。さらには、九州工大のように「教員任期法に基づき10年以内の任用更新期間を設けている」との誤った認識の大学もあります。

維大が設けています。

無期転換申込み 三重大でも始まる

この4月1日に労働契約法18条に基づき、いわゆる5年ルールの行使が解禁されるなか、三重大でも有期雇用教職員の無期転換申込権の行使が開始さ

れました。ある部局で非常勤講師が申込みをすると、副課長がなじみのない「無期転換申込書」に、最初きよ

とんとしていましたが、説明すると納得した様子で受け取ってくれました。申込書の書式は人事労務チームのウェブサイトからダウンロードできます。ご不安の方は、人文学部支部までご相談ください。

この場合、富山大、神戸大、鹿屋体育大のように「当該授業又は研究指導の遂行上必要と認められる間」や「教育の質保証の観点から大学が特に必要と認める場合」に限定しているところもあれば、高知大のように、2013年3月31日以前から引き続き雇用している者、あるいは岡山大のように2006年以前からの継続雇用者に限定して無期転換を認める大学もあります。私学よりはましとはいえ、いまだ誤った観念と対応が残っています。

中執役員選開票結果

全候補者が投票者の過半数の信任となりました(敬称略)。

委員長 村上克介(生物資源)
 副委員長 松岡守(教育) / 書記長 深井英喜(人文) / 書記次長 中西康雅(教育)
 書記次長 新美 治利(工)